

給付金の制度が変更となります！

～ 地域企業経営人材確保支援事業給付金の制度改正について ～

- 令和7年4月15日付で、以下の変更が実施されました。

地域企業経営人材確保支援事業給付金

REVICareer（レビキャリア）を活用して経営人材を獲得した地域企業にREVICが支給する給付金

REVICareer
レビキャリア

【変更点】

- ① 給付金の申請期限の延長、給付金支給上限の引下げ（転籍型のみ）、入社後における給付申請期限の設置
- ② 給付対象企業は「経営理念」等を給付対象登録者に説明
- ③ 地域金融機関等は給付対象登録者にヒアリングを実施
- ④ 給付金の対象となる年収基準の引下げ（転籍型のみ、60歳以上・一部地域）
- ⑤ ②、③及び④の適用時期における経過措置

※ 詳細な要件等は、以下の特設サイトでご確認ください。

地域企業経営人材確保支援事業給付金の

- ・概要
- ・給付要件
- ・申請方法

等の詳細はこちらから確認できます →



地域企業経営人材マッチング促進事業特設サイトをご覧ください！

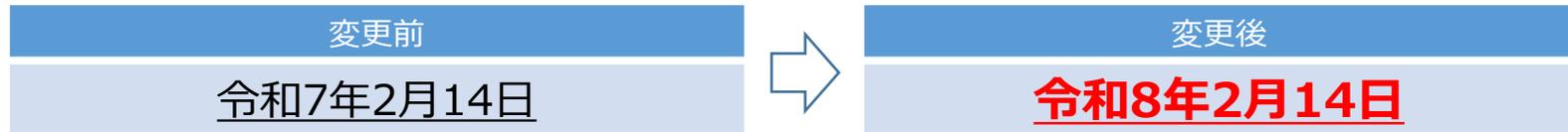
事業概要、REVICareerの利用方法・登録方法、給付金制度等について最新の情報を掲載しております
特設サイトはこちら⇒ <https://revicareer.jp/>

お問い合わせ先：株式会社地域経済活性化支援機構
地域企業経営人材確保支援事業給付金事務局
TEL:03-6266-0450 E-mail:shugyo-kyufukin@revic.co.jp

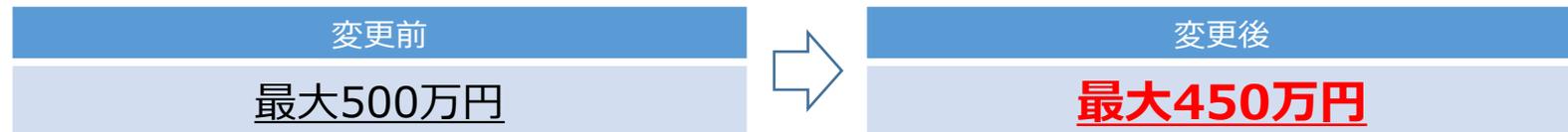
① 給付金の申請期限の延長、給付金上限の引下げ、 申請期限の設置が実施されます！

給付金申請期限等の制度変更

【給付金申請期限の延長】

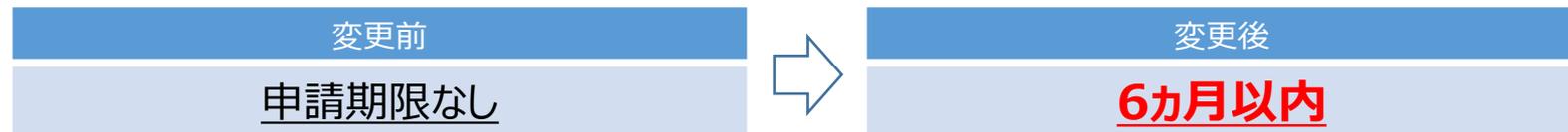


【給付金支給上限を引下げ（転籍型のみ）】



- ※ 令和7年4月1日以降に給付申請されるものから適用されます。
- ※ 給付金の額の算出方法に変更はありません。
 - ▶（代表例）2年間の給与等の合計額 × 100分の30

【給付申請が可能となった後の申請期限を設置】



- ※ 令和7年4月1日以降に雇用期間等が開始する給付対象案件から適用されます。
- ※ 給付規程におけるすべての採用形態（転籍型、兼業・副業型、在籍出向型）に適用されます。

② 給付対象企業は「経営理念」等を給付対象登録者に説明する必要があります！

- 給付対象企業は、給付対象登録者（REVICareerを活用して採用した者）に対し、その採用過程において自社における以下の5つの項目を説明することが必要となります（転籍型のみ）。

説明事項

1. 経営理念

- 経営理念や企業理念を表すスローガン等を掲げている場合は、給付対象登録者にご説明ください。
- 現時点で掲げていない場合は、地域金融機関等との対話を通じて可能な範囲で具体化してください。

2. 経営戦略

- 中期経営計画又はこれに類するものがあれば、給付対象登録者にご説明ください。
- 現時点で計画等がない場合は、地域金融機関等との対話を通じて可能な範囲で具体化してください。

3. 労働環境

- 社員の働き方への考え方について給付対象登録者にご説明ください（年間休日数やテレワーク制度、賃上げの取組等を含む）。

4. 経営人材の活用ビジョン

- 今回の採用にあたり経営人材として期待する当面の役割を給付対象登録者にご説明ください。
- 今後、中長期的にどのように成長し企業成長に貢献して欲しいかを給付対象登録者にご説明ください。

5. 企業情報の発信

- 経営人材が入社前に企業情報を理解できるよう、企業情報の発信（例：ホームページやSNSなど）に取り組んでください。

※ 給付金の申請にあたっては、上記5項目の説明を受けたか否かや、どう感じたかについて、地域金融機関等より給付対象登録者にヒアリングを実施いただき、その結果を給付金申請の添付書類としてREVICに提出いただくことが必要となります（次頁に記載）。

③ 地域金融機関等は給付対象登録者にヒアリングを実施する必要があります！

- 地域金融機関等（地域金融機関や提携人材紹介会社）は、給付対象登録者にヒアリングを実施し、その結果をREVICに提出することが必要となります（転籍型のみ）。

ヒアリングシートの作成・提出の流れ

（Ⅰ 採用過程：給付対象企業が実施）

（採用過程においては、給付対象企業より経営理念等の5項目について説明を行っていただきます）

Ⅱ 採用～入社

地域金融機関より給付対象登録者にエクセル媒体（REVIC指定フォーマット）のヒアリングシートを送付のうえ、回収していただきます。

（地域金融機関の依頼を受けた提携人材会社より給付対象登録者にエクセル媒体のヒアリングシートを送付のうえ、回収いただき、その後、地域金融機関が当該提携人材会社より回収いただく方法でも構いません。）

Ⅲ 入社～給付金申請

給付対象登録者が入社後、給付対象企業において給付金申請を行います。その際、地域金融機関等より、従来の書類に加えて、Ⅱで回収したヒアリングシートを添付書類としてご提出いただきます。

Ⅳ フォローアップ調査（初年度は半年に1回、翌年度は年に1回の計3回）【任意】

地域金融機関より継続的なフォローアップ調査へのご協力をいただければ幸いです。現行の実績報告（貸金台帳等の写しの提出）時に、同時にREVIC指定フォーマットにてREVICにご報告いただくことを想定しています。

④ 給付金の対象となる**年収基準の引下げ**が実施されます！

給付金の対象となる年収基準の引下げ

- 経験や知見の豊富な60歳以上の方が、地方で経営人材として活躍しやすくすることを目的とし、一部地域においては、給付金の対象となる年収基準の引下げを実施いたします。

【給付金の年収基準の引下げ（転籍型のみ）】

変更前

1年当たり500万円以上



変更後

1年当たり**450万円以上**
(60歳以上 ※1)・一部地域 ※2)

※1 雇用期間開始時に60歳以上となる方。

※2 「令和5年賃金構造基本統計調査」を基に、地方における年収水準を踏まえ、下記28県が対象。

注) 今後、同調査の動向等を踏まえ、対象地域を見直すことがあります。

対象となる県（勤務地により判定）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⑤ ②、③及び④の適用時期における経過措置が設けられます！

経過措置

- ② 給付対象企業が採用予定者に「経営理念」等を説明、
- ③ 地域金融機関等が採用者にヒアリングを実施 にかかる経過措置について 及び
- ④ 給付金の対象となる年収基準の引下げ（転籍型のみ、60歳以上・一部地域）

（内定承諾日にご留意ください）

4月1日
（新制度開始）

3月31日までにレビキャリアにおいて「内定承諾」となる案件

- ②及び③の必要はありません。
- ④の適用はありません。

4月1日以降にレビキャリアにおいて「内定承諾」となる案件

- ②及び③が必要となります。
- ④が適用されます。